

# 平成20年度 徳島県公立高等学校・特別支援学校 校長任用候補者選考審査要綱

徳島県公立高等学校・特別支援学校校長として任用する校長候補者を，次により選考する。

## 1 選考条件

徳島県公立高等学校・特別支援学校の副校長・教頭及び県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教頭で，次の条件を満たす者について選考審査を行う。

- (1) 管理能力，指導力，判断力，意欲等に優れた資質を有し，校長として適格であると認められること。
- (2) 教育職員免許法による各相当学校いずれかの教諭の専修免許状（一級普通免許状）を有すること。  
（注）当分の間，各相当学校いずれかの教諭の一種免許状（二級普通免許状）でも認められる。
- (3) 平成20年3月31日現在において，国・公立学校で教頭歴3年以上の者であること。ただし，特別の事情がある場合は，県教育委員会教職員課（以下「教職員課」という。）と協議すること。

## 2 手 続

- (1) 公立高等学校・特別支援学校の副校長・教頭については，本人が必要事項を記載の上，当該所属校の校長が調書を作成し，教職員課に提出する。
- (2) 県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教頭については，本人が必要事項を記載の上，当該所属長が調書を作成し，教職員課に提出する。

## 3 選考審査

第一次審査と第二次審査を行うものとする。

審査区分	審査方法
第一次審査	書類審査・論文審査
第二次審査	面接審査

## 4 校長任用等

選考審査の結果を総合的に判定して校長候補者を決定し，その候補者の中から校長に任用するものとする。

なお，選考審査の結果は公表しない。

## 5 その他

選考審査実施についての細目は別に定める。

# 平成20年度 徳島県公立高等学校・特別支援学校 教頭任用候補者選考審査要綱

徳島県公立高等学校・特別支援学校教頭として任用する教頭候補者を，次により選考する。

## 1 選考条件

徳島県公立高等学校・特別支援学校の教員及び県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教員で，次の条件を満たす者について選考審査を行う。

- (1) 管理能力，指導力，判断力，意欲等に優れた資質を有し，教頭として適格であると認められること。
- (2) 教育職員免許法による各相当学校いずれかの教諭の専修免許状（一級普通免許状）を有すること。  
（注）当分の間，各相当学校いずれかの教諭の一種免許状（二級普通免許状）でも認められる。
- (3) 平成20年3月31日現在において，年齢41歳以上，かつ，国・公立学校で教職経験年数15年以上の者であること。ただし，特別の事情がある場合は，県教育委員会教職員課（以下「教職員課」という。）と協議すること。

## 2 手 続

- (1) 公立高等学校・特別支援学校の教員については，本人が必要事項を記載の上，当該所属校の校長が調書を作成し，教職員課に提出する。
- (2) 県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教員については，本人が必要事項を記載の上，当該所属長が調書を作成し，教職員課に提出する。

## 3 選考審査

第一次審査と第二次審査を行うものとする。第二次審査は，第一次審査に合格した者について行う。

審査区分	審査方法
第一次審査	書類審査・筆記審査・論文審査
第二次審査	面接審査

## 4 教頭任用等

選考審査の結果を総合的に判定して教頭候補者を決定し，その候補者の中から教頭に任用するものとする。

なお，選考審査の結果は公表しない。

## 5 そ の 他

選考審査実施についての細目は別に定める。

# 平成20年度 徳島県公立小・中学校 校長任用候補者選考審査要綱

徳島県公立小・中学校校長として任用する校長候補者を，次により選考する。

## 1 選考条件

徳島県公立小・中学校の副校長・教頭及び市町村・県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教頭で，次の条件を満たす者について選考審査を行う。

- (1) 管理能力，指導力，判断力，意欲等に優れた資質を有し，校長として適格であると認められること。
- (2) 教育職員免許法による小・中学校いずれかの教諭の専修免許状又は一種免許状（一級普通免許状）を有すること。
- (3) 平成20年3月31日現在において，国・公立学校で教頭歴3年以上の者であること。ただし，特別の事情がある場合は，県教育委員会教職員課（以下「教職員課」という。）と協議すること。

## 2 手続

- (1) 市町村立学校の副校長・教頭（市町村教育委員会事務局等職員を含む。）については，校長を通じて市町村教育委員会に申し出，本人が必要事項を記載の上，当該市町村教育委員会が調書を作成し，教職員課に提出する。
- (2) 県立中学校・国立学校教頭及び県教育委員会事務局等職員については，本人が必要事項を記載の上，当該所属長が調書を作成し，教職員課に提出する。

## 3 選考審査

第一次審査と第二次審査を行うものとする。第二次審査は，第一次審査に合格した者について行う。

審査区分	審査方法
第一次審査	書類審査・論文審査
第二次審査	面接審査

## 4 校長任用等

選考審査の結果を総合的に判定して校長候補者を決定し，その候補者の中から校長に任用するものとする。

なお，選考審査の結果は公表しない。

## 5 その他

選考審査実施についての細目は別に定める。

# 平成20年度 徳島県公立小・中学校 教頭任用候補者選考審査要綱

徳島県公立小・中学校教頭として任用する教頭候補者を、次により選考する。

## 1 選考条件

徳島県公立小・中学校教員及び市町村・県教育委員会事務局等職員又は国立学校の教員で、次の条件を満たす者について選考審査を行う。

- (1) 管理能力、指導力、判断力、意欲等に優れた資質を有し、教頭として適格であると認められること。
- (2) 教育職員免許法による小・中学校いずれかの教諭の専修免許状又は一種免許状（一級普通免許状）を有すること。
- (3) 平成20年3月31日現在において、国・公立学校で教職経験年数が15年以上の者であり、次のいずれかに該当すること。ただし、特別の事情がある場合は、県教育委員会教職員課（以下「教職員課」という。）と協議すること。
  - ア ヘキ地・平地計画交流者、広域交流者、派遣社会教育主事等として、3年以上の勤務の経験をもち、年齢38歳以上であること。
  - イ ヘキ地学校等で10年以上の勤務の経験をもち、受審時にヘキ地学校で勤務し、年齢38歳以上であること。
  - ウ ア又はイ以外で、年齢41歳以上であること。

## 2 手続

- (1) 市町村立学校教員（市町村教育委員会事務局等職員を含む。）については、校長を通じて市町村教育委員会に申し出、本人が必要事項を記載の上、当該市町村教育委員会が調書を作成し、教職員課に提出する。
- (2) 県立中学校・国立学校教員及び県教育委員会事務局等職員については、本人が必要事項を記載の上、当該所属長が調書を作成し、教職員課に提出する。

## 3 選考審査

第一次審査と第二次審査を行うものとする。第二次審査は、第一次審査に合格した者について行う。

審査区分	審査方法
第一次審査	書類審査・筆記審査・論文審査
第二次審査	面接審査

## 4 教頭任用等

選考審査の結果を総合的に判定して教頭候補者を決定し、その候補者の中から教頭に任用するものとする。

なお、選考審査の結果は公表しない。

## 5 その他

選考審査実施についての細目は別に定める。